

平成24年度 第18回 役員会議事要旨

日 時 平成24年11月28日(水) 10時32分～11時45分

場 所 学長室

出席者 学長, 瀬口理事, 中島理事, 岩本理事, 宮崎理事, 緒方理事

欠席者 なし

陪席者 川上監事, 向井監事, 後藤学長室長

【 審議事項 】

- (1) 平成24年度評価反映特別経費(業務の評価)の評価結果及び予算配分(案)について

学長から, 本件は, 平成24年度評価反映特別経費の予算配分要領(平成24年4月25日役員会決定)に基づき, 業務の評価を実施し, 評価結果に応じた予算を配分することを目的とする旨の説明があった。

次いで, 岩本理事から, 本学の各種戦略の実現に向け本学の教育, 研究, 社会貢献及び大学運営における諸活動の活性化を図るためにIR機能を活用した情報に基づく評価(業務の評価)を実施した旨, 教育, 研究, 社会貢献及び大学運営の4つの視点から21項目の評価項目を設定し, 各評価項目の目的等により, 設定する達成度や貢献度に応じた評価, 学内または全国の平均との比較による評価及び前年度や複数年の平均との比較による評価を実施した旨, さらに, 本学の重点施策として行うべきものに対しては重点的な配分を行った旨の説明があり, 審議の結果, 原案のとおり了承された。

- (2) 佐賀大学プロジェクト研究所の認定について

中島理事から, 本件について, 「佐賀大学プロジェクト研究所規程」に基づき, 第1次, 第2次の募集及びその認定を行ってきたが, 今回, 平成24年10月末日を応募締切日として第3次募集を行ったところ, 1件の申請があり, 11月9日開催の総合研究戦略会議において厳正に審査した結果, 申請の研究所が適切であったこと, また, 今回申請の研究所の設置期間は, 平成24年12月から平成27年9月までとする旨の説明があり, 審議の結果了承された。

- (3) その他
特になし。

【 報告事項 】

- (1) 大規模地震対応消防計画に対応した総合防災訓練の実施について
総務課長から、本件について、12月6日(木)15時30分から、本部棟と川西地区(農学部, 理工学部, 佐賀大学生協)を対象に, トランシーバーを利用した情報伝達・指揮統制訓練, シューターによる避難訓練, 消火器使用訓練等を実施する旨及び訓練参加者, 訓練概要等について説明があった。

- (2) その他
特になし。

【 その他 】

○ミッションの再定義のヒアリングへの対応について

学長から, 11月22日付けで文部科学省国立大学法人支援課から通知のあった, ミッションの再定義に関する意見交換に関して, その趣旨及び想定される意見交換の内容等について説明があった。また, ヒアリングに対する本学の対応は, 専門分野ごとに各理事に対応願いたい旨, さらに, ガバナンスの充実・強化, 大学の機能, 教育, 研究, 社会貢献等, ヒアリングの際に想定される意見交換の内容について, 全学的な戦略の基本的な方向性をまとめた旨の説明があった。また, 本学の大学改革実行プランの対応状況は他大学より特にすすんでいることや11月現在の文化教育学部及び医学部の分「大学改革実行プランの対応状況」について説明があった。

○「国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」(第181回国会閣法第2号)への対応について 【席上配布資料1】

人事課長から, 本件について, 平成24年11月16日付けで衆院・参院で成立されたものであり, その法律の改正内容である支給水準引下げ等の要旨3点について, (1)調整率を段階的に引き下げる, (2)早期退職募集制度の導入, (3)独立行政法人の役職員・地方公務員の退職手当についても, 国家公務員の制度の改正に準じて必要な措置を講ずるよう要請する, この説明があった。さらに, 法人が支給する退職手当の財源について, 国の基準により算定して得た額を超えることとなる場合の差額は, 当該法人の負担(持ち出し)となり, 本学として対応は不可能であること, また, 今後,

規則改正が必要となる旨の説明があった。

学長から、本学としては、九州内の他大学の状況も確認しながら対応を進めていくこと、また、本日の役員会で国家公務員に準拠する方針を確認するとともに、今後、人事制度委員会で検討の上、12月12日の役員会に規則改正を諮り、経営協議会の審議を経て、12月26日の役員会で審議・決定したい旨の発言があり、了承された。

また、学長から、平成24年度末定年退職予定者には、段階的引下げに伴う不利益等について、丁寧な説明を行う等、配慮するよう依頼があった。

○「労働契約法の一部を改正する法律」（平成24年8月10日公布）への対応について 【席上配布資料2】

人事課長から、本件について、その法律の改正内容である有期労働契約に係る法律整備の要旨3点について、（1）無期労働契約への転換（平成25年4月1日適用）、（2）「雇止め法理」の法定化（平成24年8月10日適用）、（3）不合理な労働条件の禁止（平成25年4月1日適用）、であることの説明があった。

また、学長から、今後、法人の運営上の観点から人事制度委員会において対応を検討すること、さらに、Q&Aを作成する等、分かりやすい対応に努めること等の発言があり、了承された。

以 上